



平成 22 年 3 月 2 日

各 位

会社名 株式会社船井財産コンサルタンツ
代表者名 代表取締役社長 蓮見 正純
(コード番号 8929 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 中塚 久雄
(TEL 03-6439-5800)

資本準備金の額の減少、剰余金の処分及び自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 2 日開催の取締役会におきまして、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づく定款の定めにより、資本準備金の額の減少および剰余金の処分について決議いたしました。また、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資本準備金の額の減少の件

(1) 資本準備金の額の減少の目的

自己株式消却の実施にかかる財源確保を目的として行います。

(2) 資本準備金の額の減少の要項

会社法第 449 条第 1 項第 2 号および会社法第 459 条第 2 項の規定に基づき、資本準備金を減少いたします。

①減少する資本準備金の額

資本準備金 1,100,266,487 円のうち 992,035,199 円

②増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 992,035,199 円

③増加後の剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 995,923,199 円

(3) 資本準備金の減少の日程

①取締役会決議日 平成 22 年 3 月 2 日

②効力発生日 平成 22 年 3 月 2 日

2. 剰余金の処分の件

(1) 剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損の填補を実施し、将来の利益配当に備えることを目的と致します。

(2) 剰余金の処分の要項

会社法第 459 条第 2 項に基づき、別途積立金の取崩しを行い、取崩した金額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。



①減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,700,000,000 円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,700,000,000 円

(3) 剰余金の処分の日程

①取締役会決議日 平成 22 年 3 月 2 日

②効力発生日 平成 22 年 3 月 2 日

3. 自己株式の消却の件

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 4,879 株 |
| (3) 消却予定日 | 平成 22 年 3 月 2 日 |
| (4) 消却後の発行済株式総数 | 105,705 株 |

4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響はございません。

以上